

ネット社会と著作権

～シェア・引用・二次創作の自由と限界～

講演 **福井健策** (弁護士・ニューヨーク州弁護士)

司会 **中西光雄** (古文科講師)

JASRAC (日本音楽著作権協会) が市中の音楽教室に、教材の楽曲の著作権使用料を支払うよう求めていることを、君は知っているだろうか？ 京都大学の山極寿一総長が、入学式の式辞でボブ・ディランの歌詞を引用し、それを大学のホームページに掲載したら、JASRACから問い合わせがあったというニュースを、聞いたことはないだろうか？ ハロウィンでのコスプレは、オリジナルのキャラクターの模倣だし、マンガの同人誌は、有名作品から派生したものだったりする。それは著作権の侵害にはならないのか？ 将来君がミュージシャンになって、自分の楽曲が世界の人々に愛されたとして（ピコ太郎のように…）、君は自分自身で著作権料を海外まで徴収に行くのだろうか？ やはりJASRACのような著作権管理機関が必要なのではないのか？ 私たちは何を課題にし、何を議論し、何に折り合いをつければいいのか？

今回のエンリッチ講座では、著作権法と契約の専門家として国際的に活躍する福井健策弁護士に、実務家・研究者・教育者の立場から、最先端の情報を縦横に語っていただくことにした。いまや情報社会の必須知識となった著作権の基礎を学び、シェア・引用・二次創作の自由と限界を、私たちとともに考えてくださるはずだ。法律的な議論だからといって、すべてがスパッと割り切れるものでもあるまい。かぎりなくグレーなゾーンに、情熱的な交渉で切り込み、折り合いをつけてゆくことこそが、著作権弁護士の仕事の核心であろう。

著作権に潜む深い落とし穴を避けつつ、萎縮せず、情報を使いこなすサバイバル術としての著作権入門となるはずだ。その生き生きした言葉を聞き逃す手はない。

そのリツイート大丈夫ですか？



福井 健策 (ふくい・けんさく)

弁護士(日本・ニューヨーク州)
日本大学芸術学部・神戸大学大学院
客員教授

湘南高校、東京大学法学部卒。
1993年 弁護士登録(第二東京弁護士会)。
米国コロンビア大学法学修士課程修了(セゾン文化財団スカラシップ)、シンガポール国立大学リサーチスカラーなど経て、現在、骨董通り法律事務所 代表パートナー。
著書に「著作権の世紀」「誰が『知』を独占するのか」(集英社新書)、「エンタテインメントと著作権」全5巻(シリーズ編者、CRIC)、「『ネットの自由』vs. 著作権」(光文社新書)、「18歳の著作権入門」(ちくまプリマー新書)ほか。

国会図書館審議会会長代理、「本の未来基金」運営委員、「さいとう・たかを」劇画文化財団 理事、think C 世話人、デジタルアーカイブ学会理事、東京芸術大学講師などを務める。

<http://www.kottolaw.com>

Twitter: @fukuikensaku

7月12日(水) 17:30~19:00
横浜校本館 5S教室



入場無料
申込不要

〒220-0005 横浜市西区南幸2-11-9

☎0120-192-149

●JR・東急東横線・京急線・相鉄線・みなとみらい線・横浜
市営地下鉄/横浜駅下車 徒歩5分

